

【第5号議案】

(会則改正の件)

<p>・現行</p> <p>第1章 総則 (事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員名簿の作成及び管理 (3) 親睦会等の親睦事業</p> <p>第4章 役員及び理事会 (役員の任期)</p> <p>第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員在任期間は、継続して4期8年を超えてはならない。</p> <p>4 第1項により再任となった役員が、2期在任後退任した場合は1期2年を、3期又は4期在任後退任した場合は2期4年を経過しなければ再度役員に就任することができない。</p>	<p>・改正案</p> <p>第1章 総則 (事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員情報の管理 (3) 会員の親睦事業</p> <p>第4章 役員及び理事会 (役員の任期)</p> <p>第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。継続しての役員在任期間は、原則として4期8年を超えてはならない。ただし、総会で認められた場合はこの限りではない。</p> <p>4 第1項により再任となった役員(理事及び監事)が、2期在任後退任した場合は1期2年を、3期又は4期在任後退任した場合は2期4年を経過しなければ再度役員(理事及び監事)に就任することができない。ただし、1期2年を経過した場合、監事に就任することができる。</p>
---	--

(提案理由)

- ・事業の中で、会員名簿の発行ではなく、会員情報の管理を主体とするため
- ・継続しての役員の任期は4期8年となっているが、事業の長期継続を図るため、総会で承認された場合は延長可能とする。
また、退任後の再任について、理事と監事の役割を考慮して
監事については1期2年経過後でも再任できるものとする。
- ・尚、本改正は総会(令和4年5月15日開催)の議決をもって同日より施行する

以上